

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

(変更)

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	1	担当課	薬務衛生課
法令名	大麻草の栽培の規制に関する法律	根拠条項	12 の 6	不利益処分の種類	第一種大麻草採取栽培者免許取消		
○大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年七月十日法律第二百二十四号) (免許の取消等) 第十二条の六 都道府県知事は、第一種大麻草採取栽培者が、この法律の規定、この法律の規定に基づく都道府県知事の処分若しくはこの法律に規定する免許若しくは都道府県知事の許可に付した条件に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又は第五条第二項第二号から第八号までのいずれかに該当するに至つたときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることができる。 2 都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消したときは、第一種大麻草採取栽培者名簿の登録を抹消するものとする。							